

記載例 おかしなルールの見直し(国の規制・制度の改革)につながる提案

提案事項管理番号 事務届入力欄	提案区分	提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の視点 (必須)	提案の具体的内容 (必須)	提案理由 (必須)	根拠法令等(必須)	制度の所管官庁 (必須)	「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」の7つの戦略分野	提案主体名 (会社名・団体名) (必須)	会社名・団体名の公開の可否 (必須)	提案主体 分類コード	提案者 連絡先			非公開情報
												提案者氏名 (担当者名) (必須)	電話番号 (必須)	e-mailアドレス (必須)	
	規制・制度	住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和	基準や要件の見直し	共同住宅に必要な駐車場を全て確保できるように、住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。	共同住宅の附属駐車場の面積は建物規模及び敷地規模にかかわらず絶対面積にて制限されている。一方で、都心部では、共同住宅のニーズが高く、規制が定められた頃比べ、大規模な共同住宅の開発が進んでおり、共同住宅の規模が大きい場合には、駐車場の設置率を低くする、敷地を細分化して利用する、延べ面積に算入されない平面式駐車場を多くすると、といった計画とせざるを得ない。その結果、自動車収容しきれない、土地の細分化が促進される、敷地の大部分を平面式駐車場とするため緑地面積が減る、といった弊害が生じている。また、共同住宅の附属駐車場の階数が2階以下に制限されていることによっても同じ弊害が生じている。 確かに、一団地認定を取得した場合の緩和措置はあるものの、緩和された上でも、絶対面積制限があるため上記の弊害は生じている。もちろん、住環境を保護する上で、共同住宅等の規模に一定の制限を加えることは理解できる。しかし、一定規模の共同住宅の建設が認められる一方で、駐車場に関する独自の規制が存在するために、共同住宅の規模に見合った駐車場が確保できない、あるいは無理矢理確保するために土地の利用効率の悪い平面式駐車場を多くするという事態が生じてしまっている。	建築基準法第48条	国土交通省		社団法人 × ×	公開	h 社団法人・財団法人	一郎	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 **)	〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇〇〇	
	規制・制度	エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和	基準や要件の見直し	エレベーターに関連しない配管設備であっても、安全性が確保できればエレベーター昇降路への配管設備の敷設を認めるべきである。	エレベーター昇降路は、建物内の数少ない縦抗であり、既存の建物の用途変更に伴う、インフラ整備に伴う配管配線の敷設に活用できることになれば、光ケーブルの縦線敷設が容易に、低価格に可能になり、既存建物における情報化を加速的に進めることが可能になる。 本条項の目的は、エレベーターに必要な配管設備以外のものの設置によって、エレベーターの安全性を損なうことになることを懸念したものであるが、エレベーター用配管設備と同等の敷設構造をもたせることなどで、安全性を確保することは可能である。	建築基準法施行令第129条の2の5第1項第3号	国土交通省		株式会社	公開	民間企業	二郎	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 **)	〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇〇〇	
【記載にあたっての留意事項】	規制・制度	規制・制度の改善内容を端的に示す事項名を記入して下さい。(最大50字程度)	ブルダウメニューから該当するものを選択して下さい。	提案事項の具体的内容を記入して下さい(必ずしも法令上の問題でなくとも、運用が規制的問題がある場合も含まれます)。提案が法令上の問題である場合には、根拠となる法令等による規制を撤廃する提案であるのか、数量等の規制を緩和する提案であるのか、数量等については、どこまで緩和する必要があるのかを記入したく、提案の内容がより明確になります。	現状の規制・制度の問題点、改善の必要性・根拠をできるだけ明確に記入してください。 単に規制・制度を廃止するというだけでなく、どのような規制・制度に変えればよいのか等を記述すると効果的です。 規制・制度改革により、どのような事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズがある場合には、以下のように、ニーズに基づいて記述すると効果的です。 これまでに事業の実施を断念した等の具体的な事例がある場合には、その経緯を明確に記入。 提案事項が実現した場合に、実施しようとする具体的な事業等がある場合には、その内容を効果も含めて記入。 過去に「国民の声」などで、政府に対して同様の提案を行ったことがある場合には、その旨記入したくとも、その際各官庁の回答内容や、関連する審議会等での議論をもとに、反論や懸念事項の具体的な解決方法を提示しううえで、再提案されることをおすすめます。また、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討ください。	規制等の根拠、又は改正すべきであるとする法令等の名称及び該当条項等を記入して下さい。	対象根拠法令・制度を所管する省庁名を記入して下さい。 なお、今回の提案受付の目的は、国の行政機関に係る規制・制度の改善を行うものであり、国会、裁判所、地方自治体、民間企業などが独自に定める規則等は、原則として提案の対象とはなりませんので、ご注意ください。	ブルダウメニューに提案事項と関連する分野がありましたら、該当するものを選択してください。 (参考)「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」:官邸HP http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousei/yaku/	団体・法人による提案の場合には、団体名・法人名を記入してください。個人での提案の場合には、「個人」と記入してください。	「公開」とした場合でも、個人の提案の場合には、「提案主体名・欄については、「個人」と公表されるのみで、氏名は公表されません。	ブルダウメニューから該当するものを選択して下さい。	担当者の電話番号を半角英数字で記入して下さい。 (ハイフン・リンクは設定しないで下さい。)	複数の主体による共同提案である場合は、その連絡担当となる方を記入して下さい。 提案内容の詳細について当該連絡先に当室から連絡・確認させて頂くことがありますので、ご協力をお願いします。		

提案内容を端的に示す事項名を記入して下さい。

提案内容を具体的に記入してください。

提案の背景・ニーズ、効果、現状における弊害を具体的に記入してください。

ご記入いただく際に、下記の事項につき、ご協力をお願いいたします。
 注1) 1つの提案は、必ずセルの1つの行でご記入下さい(セルの統合、欄の追加・削除は行わないで下さい。)。複数の事項を提案するときは、複数シートに分けず、事項毎に一提案(セルの1つの行)としてご記入ください。
 なお、ご記入に際し、セルの幅は調整いたいたいで構いません。
 注2) 提案の具体的内容のセル内には250字以内、提案理由のセル内には750字以内でご記入ください。字数を超えてしまう場合には、要旨をセルに記入いただき、詳細は別添資料として添付して下さい。
 注3) 規制・制度の有無・所管省庁が明確でない場合には、提案の実現の可能性を高めるためにも、できるだけ事前に募集要項記載の連絡先にご相談下さい。